公共建築課			
係	係長	課長補佐	課長

現　場　説　明　書

工事名：ヨネッツこうちトイレ改修工事

（説明事項）　「中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更」について

1　本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という。）が含まれている場合において、その調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という。）について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。

2　調達検討資材は下記を想定している。これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。
- 塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）
- 防水材（シーリングを含む）
- 断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）
- 硬質ポリ塩化ビニル管
- 構造用合板
- 電線管
- 盤類

3　受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面（条件変更要求書及び調達検討資材に関する協議書等）により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
(1)　調達検討資材の代替資材を調達した場合
(2)　設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4　設計変更に際し、受注者は、調達検討資材に関する実施報告書、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という。）の資料を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする.

5　積算方法は、高知市都市建設部技術監理課ホームページ「営繕工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用について」のとおりとする。

6　妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

7　本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

8　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。